

# 判例六法 令和六年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和五年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べる事ができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和七年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和五年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和六・六・一五までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和五年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

- 〔内容現在 令和五年一〇月一日〕
- 〔掲載内容〕判例六法令和六年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
- 〔施行期日の範囲〕令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで（令和七年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）
- 〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
- 〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。
- 〔施行日決定一覽〕判例六法基準日（令和五年八月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五法四）附則第一条	令和五・九・一	令和五・八・二四政・六〇
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五法五六）附則第一条第二号	令和五・一二・一	令和五・九・二九政・九六
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五法六三）附則第一条本文	令和六・四・一	令和五・九・二政・八四

# 目次

## ○土地収用法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五・五・二六法）四 附則五条三号（令和六・五・二五）までに施行

### 土地を収用し、又は使用することができる事業

第三案（経書略）  
一九の二（略）  
十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設  
又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）による漁港施設  
十の二（一三五）略

## ○消費者契約法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五・一・一七法）九 附則六条（令和六・一・一六）までに施行

### 差止請求の制限

第二案の二① 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十条第一項、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の十八から第七十号、第十一号の規定による請求（平成二十五年法律第七十号）第十一号の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。  
②（略）

### （管轄）

第四三条①（略）  
②（経書略）  
③（略）  
二 不当景品類及び不当表示防止法第三十条第一項 同様に規定する事業者の行為  
三・四（略）

## 公 法

## 民 事 法

○土地収用法（昭和二六法二九）……………二

○消費者契約法（平成二二法六一）……………二

○戸籍法（昭和二三法三四）……………三

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四六法四〇）……………三

○民事訴訟規則（平成八最高裁規五）……………三

○民事執行法（昭和五四法四）……………四

○民事保全法（平成二法九）……………四

○破産法（平成二六法七五）……………四

○民事再生法（平成二二法二五）……………四

## 刑 事 法

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成一一法一三六）……………五

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五法八六）……………五

○刑事訴訟法（昭和二三法二二）……………五

## 産 業 法

○不正競争防止法（平成五法四七）……………六

# 戸籍法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令 覽**  
・戸籍法の一部を改正する法律（令和六・一五・三二法一七）本則（令和六・一五・三〇までに施行）

**第二二条 審査請求** 第十條第一項又は第十條の二第一項から第五項までの請求（これらの規定を第十二條の二において準用する場合を含む。）、第四十八條第二項の規定による請求及び第一百二十條第一項の請求については、市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

**第二二八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外** 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八條第一項に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

**第二九条 個人情報の保護に関する法律の適用除外** 戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本並びに第四十八條第一項に規定する書類に記載されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十條第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五節第四節の規定は、適用しない。

**第三〇条（電子情報処理組織による届出等の特例）** ① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四條及び第五章の規定にかかわらず、法務省令で定めるところによる。

**第三五条 不正手段による戸籍謄本等の交付に対する罰金** 偽りその他不正の手段により、第十條若しくは第十條の二に規定する戸籍謄本等、第十二條の二に規定する除籍謄本等又は第一百二十條第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第三六条 不正手段による届書等の閲覧等に対する過料** 偽りその他不正の手段により、第四十八條第一項（第百十七條にお

いて準用する場合を含む。）の規定による閲覧をし、又は同項の規定による証明書を受け取った者は、十万円以下の過料に処する。

## 第三九条（市町村長に対する過料）（枉書略）

- 一 正当な理由がなくて届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき。
- 二 正当な理由がなく、除籍謄本等、第四十八條第一項若しくは第二項これらの規定を百十七條において準用する場合を含む。）の証明書又は第百二十條第一項の書面を交付しないとき。
- 五 略

# 民事訴訟費用等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令 覽**  
・仲裁法の一部を改正する法律（令和五・四・二八法五）附則五条（令和六・四・二七までに施行）  
・調停による国際的な和解合意に関する国際連帯条約の実施に関する法律（令和五・四・二八法一六）附則四條（調停による国際的な和解合意に関する国際連帯条約発効日施行）  
・裁判外紛争解決手続の利の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五・四・二八法二七）附則四條（令和六・四・二七までに施行）

**別表第一（第三条、第四条関係）**  
八の二の項  
仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四條第一項又は第四十六條第一項の規定による申立て

八の二の項	仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四條第一項又は第四十六條第一項の規定による申立て	四千元
-------	---	-----

# 民事訴訟規則

令和六年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令 覽**  
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和四・一・一七最高裁規一七）本則（令和六・一五・一四までに施行）

**第三〇条の二、第三〇条の三**（改正により追加）

有効な改正前規定（戸籍法）

民事訴訟費用等に関する法律

民事訴訟規則

### ○民事執行法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則八条（令和六・五・二四までに施行）
- ・仲裁法の一部を改正する法律（令和五・四・二八法二五）附則六条（令和六・四・二七までに施行）
- ・調停に関する国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五・四・二八法一六）附則五（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約発効日施行）
- ・裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五・四・二八法一七）附則五条（令和六・四・二七までに施行）

#### （民事訴訟法の準用）

第二〇条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

#### （債務名義）

- 第二三条（柱書略）
- 一六の二（略）
- 六の三六の五（改正により追加）
- 七（略）

#### （執行交付争の訴え）

##### 第三案①（略）

##### ②（柱書略）

- 一 第二十一条第一号 第一審裁判所から第三号まで、第六号又は第六号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるものの以外のも
- 一の二一六（略）

### ○民事保全法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則七〇条（令和・五・二四までに施行）

#### （民事訴訟法の準用）

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

### ○破産法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則一〇三条（令和六・五・二四までに施行）
- ・漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五・五・二六法四四）附則八条（令和六・五・二五までに施行）

#### （民事訴訟法の準用）

第三案 破産手續等に關しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

#### （破産管財人の権限）

##### 第七八条①（略）

##### ②（柱書略）

- 一 一 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意先取
- 三 一五（略）
- ③ ⑥（略）

### ○民事再生法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則八条（令和六・五・二四までに施行）

#### （民事訴訟法の準用）

第八案 再生手續に關しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。

## ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五・六一・四  
法五）附則九条（令和六・六・三までに施行）

### （定義）

第二十一条（略）

② 住書略

三 住書略

イ 略

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第  
一項の違反行為に係る同法第二十条第二号第七号（外国  
公務員等）に対する不正の利益の供与等の罪

四・五 略

③ の 略

## ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき  
日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一  
部を改正する法律（令和五・六・一六法五〇）附則三二条  
（令和六・六・一五までに施行）

### （定義）

第二十一条（略）

② この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運  
転の免許を受けている者又は道路交通法第七十二条の規定に  
より国際運転免許証若しくは外国運転免許証を運転することが  
できるとされている者でなければ運転することができな  
いとされている自動車を当該免許を受けないで（法令の規定によ  
り当該免許の効力が停止されている場合を含む）又は当該国際  
運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八  
十八条第一号から第四号までのいずれかに該当する場合  
又は本邦に上陸し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一  
号）に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及  
び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一  
項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定によ  
る再入国の許可（同法第一十六条第二項（日本国との平和  
条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する  
特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において  
準用する場合を含む）の規定により出入国管理及び難民認定法  
第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみ  
なされる場合を含む）又は出入国管理及び難民認定法第六十一  
条の二の十二第二項の規定による難民旅行証明書の交付を受け  
て出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦  
に上陸した場合における当該上陸を除く）をした日から起算し  
て滞在期間が一年を超えている場合を含む）、道路（道路交通  
法第一条第一項第一号に規定する道路をいう）において運転  
することをいう。

## ○刑事訴訟法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・一七法二  
△）本則一条（令和六・五・一六までに施行）

第九八条の四―第九八条の一（改正により追加）

有効な改正前規定（組織犯罪処罰法）

自動車の運転

により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

刑事訴訟法



